

## 法許可

### 製造業、調理業、加工を伴う販売業等

- |                               |                                 |                        |
|-------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| ア 集乳業                         | シ 魚介類せり売り営業                     | ナ 酒類製造業                |
| イ 乳処理業                        | ス みそ・醤油製造業                      | ニ 冰雪製造業                |
| ウ 特別牛乳搾取処理業                   | セ 豆腐製造業                         | ヌ 食品の放射線照射業            |
| エ 乳製品製造業                      | ソ 納豆製造業                         | ネ 漬物製造業                |
| オ アイスクリーム類製造業                 | タ めん類製造業                        | ノ 液卵製造業                |
| カ 清涼飲料水製造業                    | チ 菓子製造業                         | ハ 密封包装食品製造業            |
| キ 食肉処理業                       | ツ そうざい製造業                       | ヒ 食品の小分け業              |
| ク 食肉販売業(一部届出)                 | ツ-2 統合型そうざい製造業                  | フ 飲食店営業                |
| ケ 食肉製品製造業                     | テ 冷凍食品製造業                       | ヘ 自動販売機による食品の調理販売業(屋外) |
| コ 魚介類販売業(一部届出)                | テ-2 統合型冷凍食品製造業                  | ホ 添加物製造加工業             |
| サ 水産食品製造加工業<br>(魚肉ねり製品製造業を含む) | ト 食用油脂製造業 (マーガリン・ショートニング製造業を含む) |                        |

## 法届出

### 温度管理等が必要な包装食品の販売、保管業等

#### 製造・加工業

- ・海藻加工業
- ・農産保存食料品製造業
- ・食酢製造業
- ・その他の調味料製造業
- ・砂糖製造業・精製業
- ・ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
- ・精米・精麦業
- ・小麦粉製造業
- ・その他の精穀・製粉業
- ・でんぷん製造業
- ・製茶業
- ・コーヒー製造業
- ・その他の食料品製造業  
(菓子種製造業等)
- ・米粉製造業
- ・蒟蒻原料(蒟蒻粉)製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・卵選別包装業

#### 調理業

- ・集団給食
- ・自動調理機(コーヒーマシン等)
- ・調理機能を有する  
自動販売機(屋内)

#### 器具・容器包装等に係る営業

- ・器具・容器包装製造事業者

#### その他

- ・露店、仮設店舗、臨時営業

#### 販売業

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業  
(包装済み食品のみ)
- ・魚介類販売業  
(包装済み食品のみ)
- ・冰雪販売業
- ・野菜果物販売業
- ・行商
- ・消費期限表示対象  
食品販売業(弁当等)

弁当等  
人力販売業

## 届出不要な営業

- ・容器包装済の常温保存食品の保管・販売(例:食料品店、駄菓子屋、酒屋)
- ・契約や約款による食品の取扱い(例:輸送業、常温倉庫)
- ・食品そのものを直接扱わない、伝票のやり取りのみ(例:輸入業、卸売業)
- ・缶、瓶等の包装食品の自動販売機
- ・農業において生産者団体が行う取組(選果・選別等と一体的に行う皮剥き、洗浄等、農業倉庫における穀類の乾燥等)

↑資料6  
H  
A  
C  
C  
P  
制度化の対象  
↓非対象↓